

福島県教員採用試験

教職教養

令和7年度(2024年実施)

1 次の条文は、教育基本法の一部である。文中の（ア）～（エ）に当てはまるところを下記のa～lから選び、その記号を書きなさい。

第三条 国民一人一人が、自己の（ア）を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第四条 すべて国民は、イ、その能力に応じた教育を受けるウを与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

(第二項、第三項省略)

第十三条 学校、家庭及びエ その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

a ひとしく	b 地方公共団体	c 人間性	d 適宜
e 能力	f いくつになっても	g 権利	h 社会
i 機会	j 地域住民	k 人格	l 支援

2 次の条文は、学校教育法の一部である。文中の（ア）～（エ）に当てはまるところを下記のa～lから選び、その記号を書きなさい。

第十一条 校長及び教員は、（ア）必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に（イ）を加えることができる。ただし、（ウ）を加えることはできない。

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の（エ）を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(第二項～第四項省略)

a 指導上	b 別室登校	c 体罰	d 厳罰
e 懲戒	f 戒告	g 出席停止	h 職務上
i 家庭学習	j 教育上	k 罰金	l 刑罰

3 次の条文は、ある法令の一部である。これを読んで、(1)、(2) の問い合わせに答えなさい。

第三十条 すべて職員は、全体の a 奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、b 任務の宣誓をしなければならない。

第三十四条 職員は、職務上知り得た c 情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(第二項、第三項省略)

(1) 文中の下線部 a ~ c それぞれにおいて、正しければ○、誤りであれば正しいことはを書きなさい。

(2) この法令の名称を略さずに書きなさい。

4 次の文は、小〈中〉学校学習指導要領（平成29年3月告示）「第Ⅰ章 総則 第Ⅰ 小〈中〉学校教育の基本と教育課程の役割」の一部である。

※中学校は〈 〉内で読み取る。

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・

(A)で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、(ア)を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童〈生徒〉に生きる力を育むことを目指すものとする。

(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、(B)等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、(イ)を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童〈生徒〉の発達の段階を考慮して、児童〈生徒〉の(ウ)など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童〈生徒〉の学習習慣が確立するよう配慮すること。

((2)、(3)省略)

(1) 文中の(A)と(B)に当てはまる言葉を書きなさい。

(2) 文中の(ア)～(ウ)に当てはまる言葉を下記のa～jから選び、その記号を書きなさい。

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| a 能力 | b 言語活動 | c 特性 | d 体験活動 |
| e 個性 | | | |
| f 家庭学習 | g 意欲 | h 創意工夫 | i 連携 |
| j 興味関心 | | | |

5 次の文は、小〈中〉学校学習指導要領（平成29年3月告示）「第1章 総則 第4 児童〈生徒〉の発達の支援」の一部である。文中の（ア）～（エ）に当てはまることばを書きなさい。

※中学校は〈〉内で読み取る。

2 特別な配慮を必要とする児童〈生徒〉への指導

((1)、(2)省略)

(3) 不登校児童〈生徒〉への配慮

- ア 不登校児童〈生徒〉については、（ア）や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的（イ）を目指す観点から、個々の児童〈生徒〉の（ウ）に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- イ 相当の期間小〈中〉学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童〈生徒〉を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童〈生徒〉の（ウ）に配慮した教育課程を編成するとともに、（エ）やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

6 次の文は、小〈中〉学校学習指導要領（平成29年3月告示）「第3章 特別の教科 道徳 第1 目標」の一部である。

※中学校は〈〉内で読み取る。

第1章 総則の第1の2の（2）に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるために基盤となる（ア）を養うため、道徳的諸価値についての（イ）を基に、自己を見つめ、物事を〈広い視野から〉（ウ）に考え、自己の〈人間としての〉エについての考えを深める学習を通して、道徳的な（A）、（B），実践意欲と態度を育てる。

(1) 文中の（ア）～（エ）に当てはまることばを下記のa～lから選び、その記号を書きなさい。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-------|
| a 心理的・行動的 | b 理解 | c 解釈 | d 意義 |
| e 自主性 | f 体系的・継続的 | g 生き方 | h 道徳性 |
| i 在り方 | j 人間性 | k 多面的・多角的 | l 行為 |

(2) 文中の（A）と（B）の組み合わせとして正しいものを、下記の①～④から選び、その記号を書きなさい。

- | | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| ① A：心情 | B：決断力 | ② A：決断力 | B：感情 |
| ③ A：判断力 | B：心情 | ④ A：感情 | B：判断力 |

7 次の文は、小〈中〉学校学習指導要領（平成29年3月告示）「第6〈5〉章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容」の一部である。文中の（ア）～（エ）に当てはまることばを下記のa～lから選び、その記号を書きなさい。
※中学校は〈 〉内で読み取る。

〔学級活動〕

1 目標

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、（ア）し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために（イ）して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- (1) 学級や学校における生活づくりへの（ウ）
(ア、イ、ウ省略)
- (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
(ア、イ、ウ、エ、〈オ〉省略)
- (3) 一人一人の エ 形成と自己実現
(ア、イ、ウ省略)

- | | | | |
|------|--------|--------|------------|
| a 創造 | b 意思決定 | c 合意形成 | d アイデンティティ |
| e 参画 | f 調整 | g キャリア | h 運営 |
| i 人格 | j 重点化 | k 自己決定 | l 提案 |

問題番号			正答	配点
1	ア	-	k	1
	イ	-	a	1
	ウ	-	i	1
	エ	-	j	1
2	ア	-	j	1
	イ	-	e	1
	ウ	-	c	1
	エ	-	g	1
3	(1)	a	○	1
		b	服務	1
		c	秘密	1
	(2)	-	地方公務員法	1
4	(1)	A	対話的	1
		B	表現力	1
	(2)	ア	h	1
		イ	e	1
		ウ	b	1
5	ア	-	保護者	1
	イ	-	自立	1
	ウ	-	実態	1
	エ	-	個別学習	1
6	(1)	ア	h	1
		イ	b	1
		ウ	k	1
		エ	g	1
	(2)	-	③	1
7	ア	-	c	1
	イ	-	b	1
	ウ	-	e	1
	エ	-	g	1